

3.1.2 確率論的リスク評価 (PRA)

PRA については、「3.1 安全性向上に係る活動の実施状況の評価」に示されており、第 5 回届出書にて「内部事象出力運転時 PRA」、第 6 回届出書にて「内部事象停止時 PRA」、「地震出力運転時 PRA」及び「津波出力運転時 PRA」の改訂を実施している。

第 5 回及び第 6 回届出書の改訂以降、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評価をする必要がなく、評価結果を改訂する必要はない。